

兵庫医科大学同窓会会則

本会則は昭和54年10月27日からの施行とする

平成 7年 3月31日付にて一部改正

平成15年 5月29日付にて一部改正

平成18年 5月20日付にて一部改正

平成24年 5月20日付にて一部改正

平成26年 7月 6日付にて一部改正

平成29年 4月 1日付にて一部改正

第1章 総則

- 第1条 本会は兵庫医科大学同窓会と称し、別に愛称を「緑樹会」とする
- 第2条 本会は本部を兵庫県西宮市武庫川町1番1号 兵庫医科大学内に置く
- 第3条 本会は会員相互の医学知識の向上及び親睦をはかり兵庫医科大学の充実発展に寄与し、かつ医学をもって社会に貢献することを目的とする
- 第4条 本会は前条の目的を達するため下記の事業を行う
1. 会員の福祉
 2. 会員名簿ならびに会報等の発行
 3. 兵庫医科大学の後援ならびに後進に対する援助
 4. その他本会の目的に相当と認める事業

第2章 会員

- 第5条 本会は下記の会員をもって組織する
1. 正会員 兵庫医科大学の卒業生
 2. 特別会員 兵庫医科大学の教授、准教授及び講師並びにそれらの職にあった者のうち理事会が承認した者
 3. 名誉会員 本会对して功労が顕著であって理事会において承認した者
 4. 準会員 (1) 兵庫医科大学院を修了した者
(2) 兵庫医科大学に特別の関係があり、理事会が承認した者
(3) 兵庫医科大学に在学した者
以上3項のいずれかに該当し入会を希望する者のうち理事会が承認した者
 5. 学生会員 兵庫医科大学の在校生
- 第6条 正会員および準会員は会費を負担する
2. 本会の会費は新入会費および年会費とする
 3. 新入会費及び年会費の額、及び納入方法は総会がこれを定める
- (1) 新入会費は 10,000 円とする

- (2) 年会費は10,000円 とする
 - (3) 新入会費は卒業時に納入し、年会費は毎年1回納入することとする
 - (4) ただし、平成19年卒業者～平成28年卒業者で既に新入会費として50,000円を納入した者は卒業11年目から本条が適応される
 - 5. 会費額の変更は理事会の議決によってこれを定め、総会において承認する
 - 6. 健康上の理由による会費の免除は、理事会が議決する
 - 7. 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない
- 第7条 会員でこの会則に違反した者又は本会の名誉を傷つけた者は、理事会の決議でこれを除名することができる
- 2. 特別会員・名誉会員・準会員のうち、本人が希望し会長が認めたものは退会することができる

第3章 役員および顧問

第8条 本会は下記の役員を置く

会 長	1 名	監 事	2 名
副 会 長	3～4名	支 部 長	若干名
常任理事	若干名	顧 問	若干名
理 事	35名以上70名以内		

- 2. 会長は理事会において理事による互選にて選出する、同数の時は議長が決定する
- 3. 副会長は会長が理事中より選出する
- 4. 常任理事および監事は会長が理事中より選出する
- 5. 支部長は各支部が支部会員中より推薦し、会長がこれを委嘱する
- 6. 顧問は会長がこれを委嘱する

第9条 会長は本会を代表し会務を総理する

- 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときはその職務を代理しまたはその職務を代行する
- 3. 常任理事は各部責任者として、常時それぞれの担当会務を処理する
- 4. 理事は理事会の決議にしたがい事業の計画遂行にあたる
- 5. 監事は本会の財産状況、業務執行状況を監査し、その結果を理事会および総会に報告しなければならない
- 6. 支部長は各支部の事務を統括し本部と支部会員との連絡にあたりかつ理事を兼任する
- 7. 顧問は重要会務に関して会長の諮問に応ずる

第10条 会長の任期は3年とし再任を妨げない、再任の場合の任期は3年とする
ただし、通算3期までとする

- 2. 会長以外の役員の任期は3年とする、ただし再任を妨げない
- 3. 補欠による役員の任期は前任者の残存期間とする
- 4. 役員の任期満了といえども後任が就任するまでは引き続き職務を行う

第4章 会議

- 第11条 会議は総会、常任理事会、理事会とする
2. 会長が必要と認めたときは、理事会の議を経て委員会を設置することができる
 3. 会長が必要と認めたときは、支部長を招集することができる
- 第12条 総会は毎年1回開催し、会長がこれを召集する
- 第13条 臨時総会は下記の場合にこれを開くことができる
1. 会長または監事が必要と認めたとき
 2. 会員の10分の1以上から、署名をもって、会議の目的および議題を示して会長に開催を要求したとき
- 第14条 前条2項により臨時総会開催の要求があったとき、会長は1ヶ月以内にこれを召集しなければならない
2. 会長が前項期間内に総会を開かないときは、監事が前項の期限満了後15日以内に総会を召集することができる
- 第15条 総会を招集するには、開催日より2週間以前に書面をもって会員にその旨を通知しなければならない
2. 前項の通知には、会議開催の場所および日時ならびに会議に付議すべき事項を記載しなければならない
- 第16条 総会の議長は出席者の中から会長が委嘱する
- 第17条 総会は会員総数の10分の1以上が出席しなければ、その議事を開き議決することができない（委任状数は出席者数に加算する）
2. 総会の議決権は正会員が有する
 3. 総会の議決は議決権を有する出席者の過半数をもってきめる、可否同数のときは議長が決定する
 4. 議決権を有しない者は総会での議決に一切参加することはできない
- 第18条 常任理事会は会長・副会長・常任理事・監事をもって構成し、諸種の議案を審議する
2. 常任理事会は定期または必要に応じて会長がこれを召集する
 3. 常任理事会は構成する者の2分の1以上の出席により成立する（委任状数は出席者数に加算する）
 4. 常任理事会の議長は、会長とする
 5. 常任理事会の議事は、出席者の過半数で決する、可否同数のときは議長がこれを決定する
- 第19条 理事会は会長・副会長・常任理事・理事・監事をもって構成し、会長がこれを召集する
2. 理事会は総会および常任理事会において決議された事項および本会の運営に必要と認めた事項について協議執行する
 3. 理事会は理事総数の2分の1以上が出席しなければ開催することができない（委任状数は担当理事会の出席者数に加算する）

4. 理事会の議事は、出席者の過半数で決する、可否同数のときは議長がこれを決定する
5. 理事会の議長は、会長とする、ただし、会長選挙時は監事がこれを代行し同数のときは、特例として議長が決定する

第20条 総会および理事会の議事は、その経過と結果を担当理事が議事録に記載して議長および出席した理事が記名捺印して保存する

第5章 支部

- 第21条 本会は都道府縣市町村等地域別ならびに兵庫医科大学内に支部を設置することができる、ただし事情により統合または分割も認める
2. 各支部は支部会員中より支部長を推挙する
 3. 支部長は本会の目的達成に協力し、その支部会員の相互親睦をはかり、かつ本部との連絡を緊密にする
 4. 支部の設立は、渉外担当理事が協議のうえ会長が決定する

第6章 会計

- 第22条 本会の会計は年会費、新入会費、寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる
- 第23条 会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする
- 第24条 通常会計の余剰金は翌年度に繰越し、または本会別途積立金に繰り入れるものとする
- 第25条 本会の予算は毎年会計年度開始前に担当理事会が編成し、理事会の議決を経て総会に提出し承認を得る必要がある
2. 会計決算は毎年度終了後2ヶ月以内に作成し、監事の監査を経た上で理事会に報告する
- 第26条 収支予算をもって定めたもの以外に新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは総会の議決を必要とする

第7章 会則の変更

- 第27条 会則の変更は常任理事会が発議し、理事会で審議し過半数の同意を得た上、総会の過半数の承認を経て成立する

第8章 付則

- 第28条 本会の事業遂行に関して必要な細則は、理事会の議決を経て別にこれを定める